

令和4年度  
木材産業課関係予算  
概算要求の概要

令和3年8月

**林野庁**

# 目 次

	頁
1 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策	1
うち 林業・木材産業成長産業化促進対策	2
うち 建築用木材供給・利用強化対策	3
2 安全な木材製品等流通影響調査・検証事業	4
3 放射性物質被害林産物処理支援事業	5
4 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業	6

# 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和4年度予算概算要求額 22,393,526（12,312,885）千円】

## <対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、「新しい林業」経営モデルの構築、路網の整備、間伐や再造林、木材加工流通施設の整備、「林業イノベーション」の推進、都市部における木材利用の強化、輸出を含む新たな需要の創出、国民運動の展開等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

## <政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup> [令和元年度] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで]）

## <事業の全体像>

### 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策

[ 経営力の向上及び労働安全対策の強化 ]

- ・伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」経営モデルの構築
- ・森林プランナーの育成等による経営力向上
- ・研修等を通じた労働安全の強化対策 等

### 木材の安定供給・利用拡大

#### 建築用木材供給・利用強化対策

- ・都市部における木材利用の強化
- ・製材やCLT等の建築物への利用環境整備
- ・引き続き不透明な木材需給動向に対応するための需給情報の共有、建築用木材の安定的・効率的な供給体制の強化

#### 木材需要の創出・輸出力強化対策

- ・非住宅建築物への木材の利用効果の実証
- ・地域の輸出体制づくり、企業間連携による輸出の促進
- ・流通木材の合法性確認システムの検討 等

### 持続的林業確立対策

- ・路網の整備・機能強化
- ・搬出間伐
- ・主伐・再造林の一貫施業
- ・高性能林業機械の導入
- ・コンテナ苗生産基盤施設の整備
- ・マーケティング力の強化 等

### 林業・木材産業成長産業化促進対策

[ 川上から川下まで連携した取組を総合的に支援 ]

#### 林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援

### 木材産業等競争力強化対策

意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物の整備

### 林業イノベーション推進総合対策

[ 新技術を活用した「林業イノベーション」の推進 ]

#### 技術開発方針の企画

産学官のプラットフォームにおける異分野技術等の導入

#### 戦略的技術開発・実証

- ・林業機械の自動化、木質系新素材等の戦略的案件的開発・実証
- ・森林資源情報等のオープン化

#### 開発技術の実装

- ・レーザ計測等による森林資源のデジタル化
- ・エリートツリー等の採種穂圃の整備
- ・低コスト造林技術の活用推進
- ・ICT等を活用する高度技術者育成 等

### カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策

[ 国民参加の森林づくりや木材利用の促進 ]

- ・国民の幅広い参画による植樹等の森林づくりの推進
- ・多様な分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」の創出・推進
- ・官民連携による木材利用拡大の機運醸成 等

### 林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化

# 林業・木材産業成長産業化促進対策（拡充）

【令和4年度予算概算要求額 14,613,655（8,185,373）千円】

## <対策のポイント>

長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、**搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進**します。

## <政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup>〔令和元年度〕→42百万m<sup>3</sup>〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

### 1. 持続的林業確立対策

意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、**出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等**を推進します。

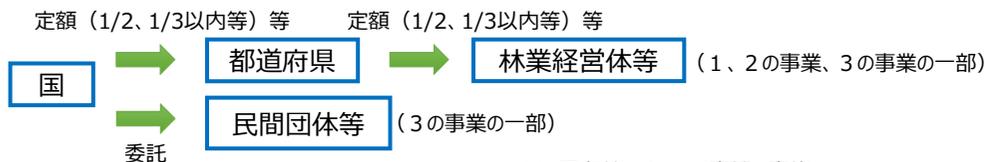
### 2. 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、**輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備**を支援します。

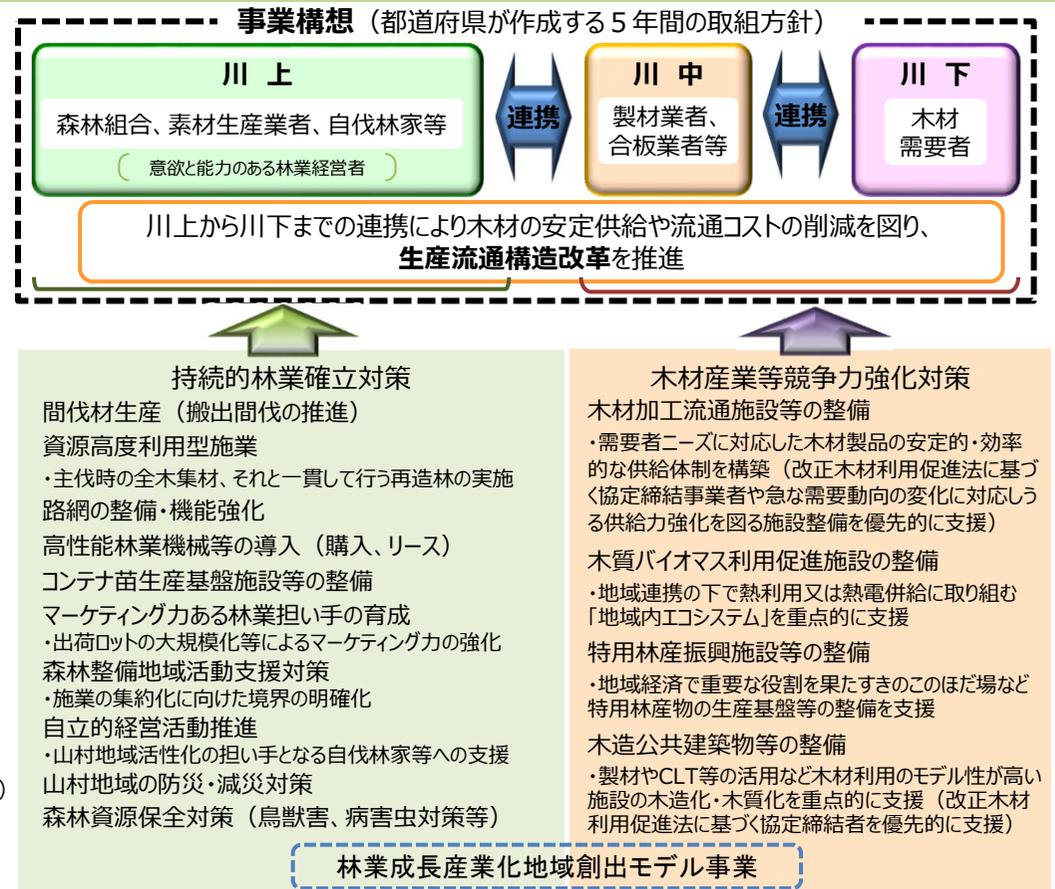
### 3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、**森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等**を図ります。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2300）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち  
**建築用木材供給・利用強化対策**

【令和4年度予算概算要求額 2,200,000 (1,250,559) 千円】

＜対策のポイント＞

都市部における木材利用の強化等を図るため、**建築用木材の利用の実証への支援や大径材活用に向けた技術開発等への支援、製材やCLT（直交集成板）・LVL（単板積層材）等の建築物への利用環境整備への支援**を行います。あわせて、川上から川下までの需給情報の共有を図るとともに、**地域ごとの生産・流通における課題を解決するための独自の取組を支援し、建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化**します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup> [令和元年度] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

**1. 都市の木材利用促進総合対策事業**

971,294 (330,000) 千円

都市部における**建築用木材（木質耐火部材等を含む）の利用実証の対象に設計者を追加**するとともに、**改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援**します。また、**大径材活用も踏まえた地域材による設計合理化等の技術開発・普及や強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発・大学等と連携した普及を支援**します。さらに、川上から川下までが連携した顔の見える木材を使用した**構造材、内装材、家具・建具等の普及啓発や、製材工場等の品目のバリエーションの充実に資する取組を支援**します。

**2. CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業**

1,028,706 (721,273) 千円

CLT製造企業との**連携構築のためのモデル的な建築実証メニューを追加**し、CLTを用いた先駆的な建築物の**設計・建築や街づくり等への実証を支援**します。また、CLT等の**土木分野への利用や設計の容易化、製材やCLT等の品質確保等に関する技術開発や設計者の育成等**を支援します。さらに、**BIMを活用した設計、施工手法等の標準化に向けて、設計や資材調達における課題の抽出等**を行います。

※ BIM(Building Information Modeling)…コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム

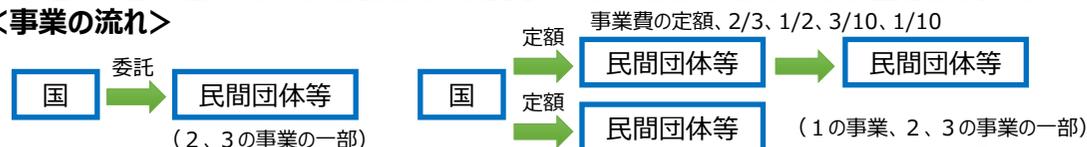
**3. 建築用木材供給強化促進事業**

200,000 (-) 千円

**引き続き注視が必要な木材需給動向に対応**するため、川上から川下の事業者による需給情報等を共有する**連絡協議会を中央・全国7地区で開催**します。また、**建築用木材の安定的・効率的な供給体制を強化**するため、川上から川下までの生産・流通における地域ごとの多様な課題を解決していくための**独自の取組を支援**します。

また、**作業安全推進運動の全国的な展開、木材加工施設等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発等の取組を支援**するとともに、**原木運送業者の実態調査を進め**ます。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

都市の木造化に向けた取組

顔の見える木材を使用した構造材・家具等の普及啓発

CLTを活用した街づくりの実証

建築用木材の開発

LVL被覆 1時間耐火柱

部材のデータ収集

川上

川中

川下

国産材供給工場等

中小工務店等

地域における建築用木材供給体制強化に向けた取組を支援

マーケットインによる安定供給体制強化促進

【お問い合わせ先】林野庁木材産業課（03-3502-8062）

# 安全な木材製品等流通影響調査・検証事業（継続）

【令和4年度予算概算要求額 90,832（90,832）千円】

## ＜対策のポイント＞

消費者に安全な木材製品等を供給するため、木材製品や作業環境などに係る放射性物質の調査・分析を行うとともに、木材製品等に係る安全証明体制の構築を図ります。

## ＜政策目標＞

汚染実態等を継続的に把握し、復興に向けた森林・林業施策を的確に推進

## ＜事業の内容＞

### 1. 木材産業に係る放射性物質継続調査

- 製材工場等での原木の受け入れから木材製品の出荷までの工程を対象とした、**原木、木材製品、作業環境などの放射性物質の調査・分析**を継続的に支援します。

### 2. 安全証明体制の構築に向けた支援

- 多様な木材製品等の安全と安心を確保するため、**木材製品等に係る安全証明体制の構築**を支援します。
  - ① **木材製品等の流通調査・分析**を支援します。
  - ② 木材製品等の安全を確保するため、**放射性物質測定装置の設置等**による効果的な検査体制の構築を支援します。
  - ③ **風評被害の防止に向けた活動**を支援します。

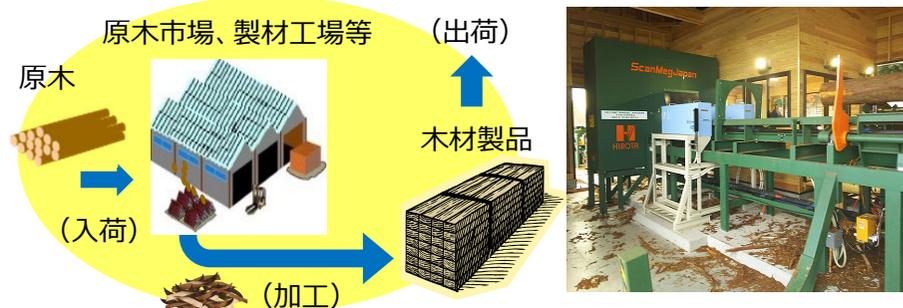
## ＜事業の流れ＞



## ＜事業イメージ＞

### 安全な木材製品の供給

木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築を支援。



木材・木材製品の検査体制等の整備

放射性物質測定装置の設置



安全証明体制に向けた有識者検討会



風評被害防止対策の実施

【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-6744-2290）

# 放射性物質被害林産物処理支援事業（継続）

【令和4年度予算概算要求額 317,072（317,067）千円】

## <対策のポイント>

事業活動を安定化させ、林産物の流通を推進するための放射性物質被害を受けた林産物の焼却、運搬、仮置き等の費用を支援します。

## <政策目標>

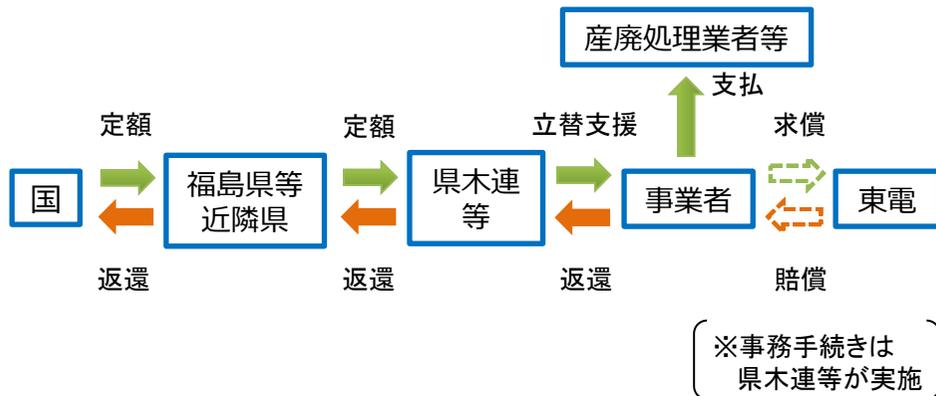
森林・林業の再生を通じた被災地の復興

### <事業の内容>

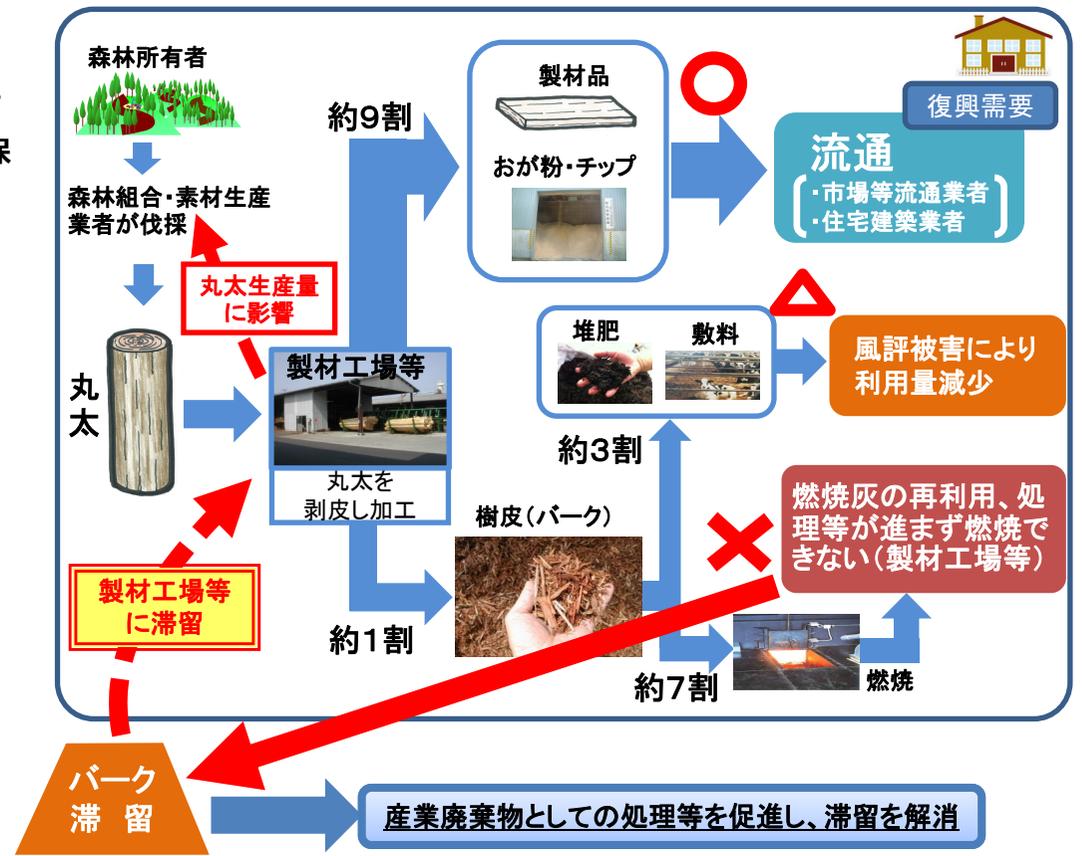
#### 1. 樹皮(バーク)等の処理に向けた支援

- 地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮(バーク)、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却、運搬、一時保管費等の費用を立替支援します。

#### <事業の流れ>



### <事業イメージ>



【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課 (03-6744-2290)

# 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業（拡充）

【令和4年度予算概算要求額 3,618,598（3,113,111）千円】

## <対策のポイント>

被災地の森林・林業の再生を図るため、森林内における放射性物質の実態把握、放射性物質対策に資する森林施業等の検証や避難指示解除区域等における林業再生に向けた実証、森林整備を実施する際に必要な放射性物質対策等を実施します。

## <事業目標>

森林・林業の再生を通じた被災地の復興

## <事業の内容>

### 1. 森林内における放射性物質の実態把握 171,096（191,096）千円

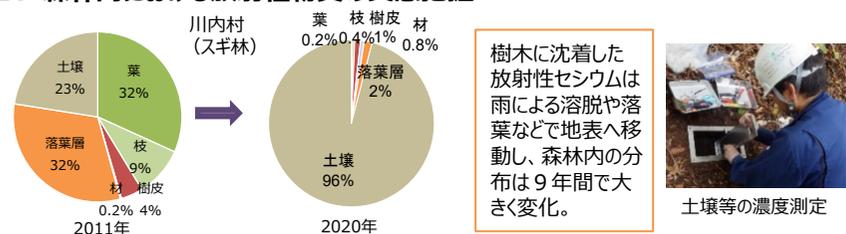
- 森林内の放射性物質による汚染実態等を把握するため、樹冠部から土壤中まで階層ごとの放射性物質の分布状況等の調査・解析を実施します。

### 2. 森林・林業再生に向けた実証等 1,208,007（689,803）千円

- ① 避難指示解除区域等における実証  
避難指示解除区域等において、地域住民の帰還と林業の再生を円滑に進められるよう、森林施業の影響の検証や実証事業を実施します。
- ② ほだ木等原木林再生のための実証  
放射性物質の影響を受けている里山・広葉樹林の計画的な再生に向けた実証的な取組を実施します。
- ③ 副産物の利用の円滑化のための実証  
樹皮（パーク）等の有効利用を促進するため、新たな利用方法への拡大に向けた実証的な取組等を実施します。
- ④ 情報の収集・整理と情報発信等  
森林・林業の再生に向けた情報の収集・整理と情報発信等を実施します。

## <事業イメージ>

### 1. 森林内における放射性物質の実態把握



### 2. 森林・林業再生に向けた実証等

#### ① 避難指示解除区域等における実証



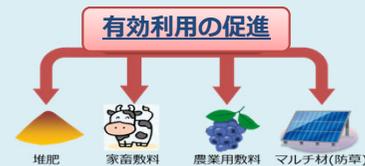
間伐等の影響 リターの蓄積量把握

#### ② ほだ木等原木林再生のための実証



伐採及びぼう芽更新木等の濃度測定による再生実証

#### ③ 副産物の利用円滑化のための実証



#### ④ 情報の収集・整理と情報発信等



シンポジウム 企画展示

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

3. 放射性物質対処型林業再生対策

2,239,495 (2,232,212) 千円

① 森林整備の実施に必要な放射性物質対策

事業地を選定するための汚染状況重点調査地域等の森林の放射線量等の概況調査、作業計画の検討を行うための事業対象森林の調査、森林所有者等への説明・同意取り付け等を実施します。また、放射性物質の移動抑制のための筋工の施工等、地域において森林整備を実施する際に必要な放射性物質対処方策を実施します。

② 里山再生事業

住居周辺の里山において、住民の安全・安心の確保に資するため、環境省・復興庁による除染・線量測定の実施と連携して森林整備を実施します。

3. 放射性物質対処型林業再生対策

① 森林整備の実施に必要な放射性物質対策



放射線量等の概況調査等



関係者の同意取付



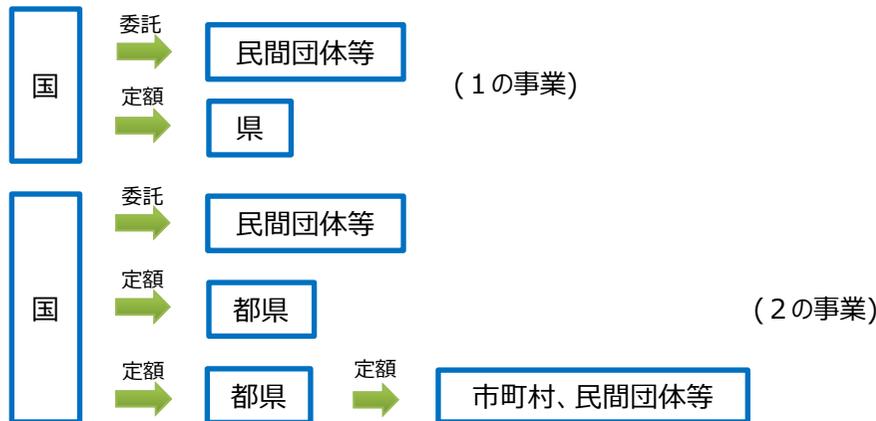
移動抑制対策(筋工)

② 里山再生事業



自然観察園 (スギ、アカマツ等の間伐)

< 事業の流れ >



※一部は国有林による直轄事業



※ 3 ①の一部は国有林による直轄事業

[お問い合わせ先] 林野庁研究指導課 (03-6744-9530)  
林野庁業務課 (03-3503-2038)

令和4年度

木材利用課関係  
概算要求の概要

令和3年8月

林野庁木材利用課

# 目次

○ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策	2
Ⅰ 林業・木材産業成長産業化促進対策	3
1 木造公共建築物等の整備	
2 木質バイオマス利用促進施設整備	
Ⅱ 木材需要の創出・輸出力強化対策	6
1 非住宅建築物等木材利用促進事業	
2 「地域内エコシステム」推進事業	
3 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業	
4 「クリーンウッド」普及促進事業	
5 流通木材の合法性確認システム構築事業	
Ⅲ カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策	12
・ 多様な場面での木材利用の推進	
○ 「日本型木材利用システム」普及支援事業	14
○ 国際熱帯木材機関本部事務局設置経費	16
<b>【参考】</b>	
○ マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち品目団体輸出力強化支援事業	17

# 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和4年度予算概算要求額 22,393,526（12,312,885）千円】

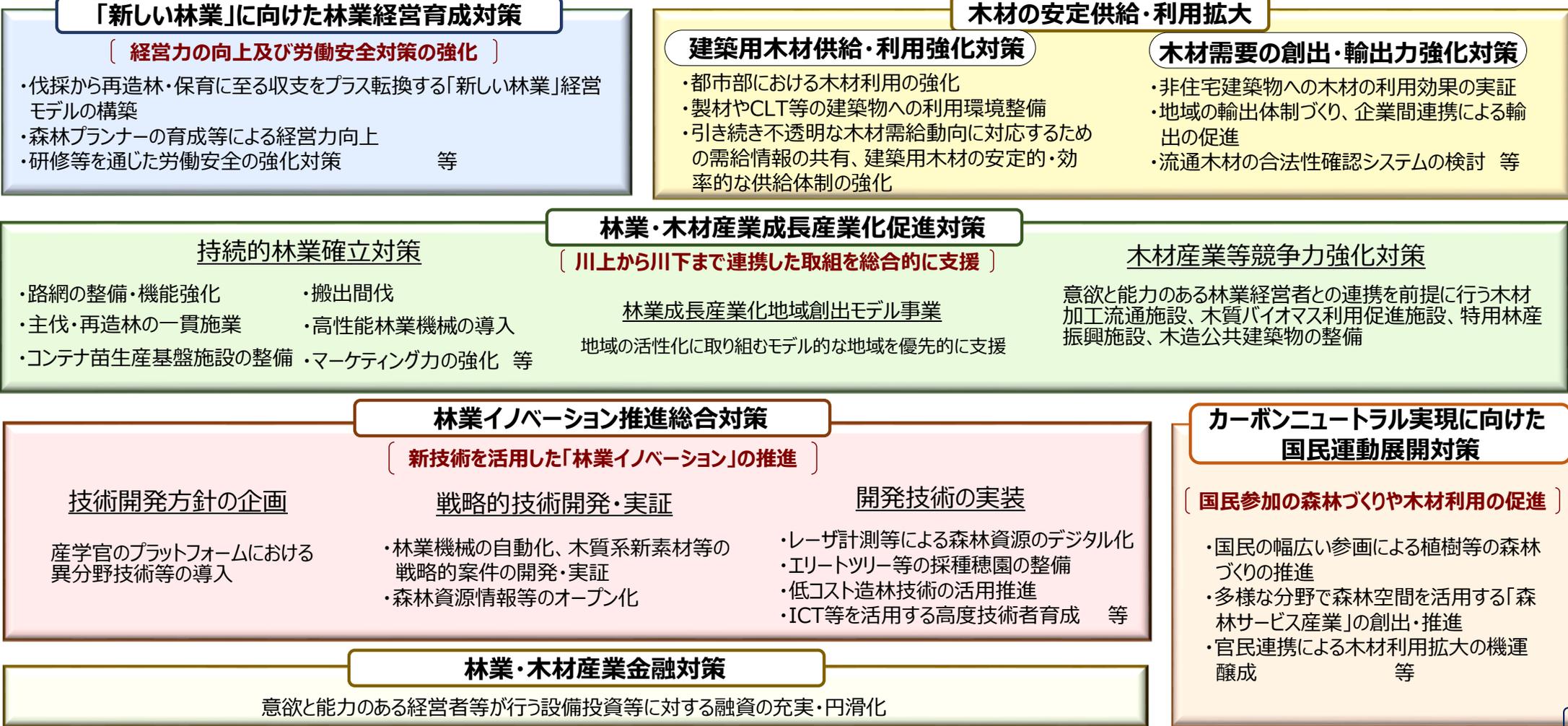
## <対策のポイント>

カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、「新しい林業」経営モデルの構築、路網の整備、間伐や再造林、木材加工流通施設の整備、「林業イノベーション」の推進、都市部における木材利用の強化、輸出を含む新たな需要の創出、国民運動の展開等、川上から川下までの取組を総合的に支援します。

## <政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup> [令和元年度] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで]）

## <事業の全体像>



# 林業・木材産業成長産業化促進対策（拡充）

【令和4年度予算概算要求額 14,613,655（8,185,373）千円】

## <対策のポイント>

長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、**搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進**します。

## <政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup> [令和元年度] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. 持続的林業確立対策

意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、**出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等**を推進します。

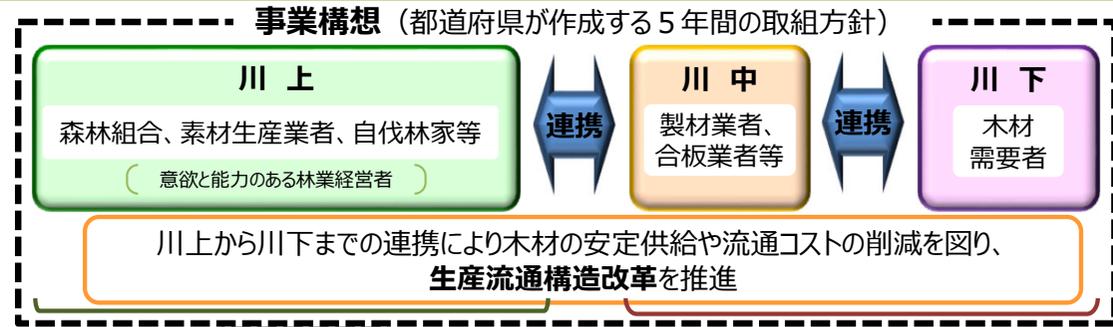
### 2. 木材産業等競争力強化対策

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、**輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備**を支援します。

### 3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、**森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等**を図ります。

## <事業イメージ>



持続的林業確立対策

- 間伐材生産（搬出間伐の推進）
- 資源高度利用型施業
- ・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
- 路網の整備・機能強化
- 高性能林業機械等の導入（購入、リース）
- コンテナ苗生産基盤施設等の整備
- マーケティング力ある林業担い手の育成
- ・出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
- 森林整備地域活動支援対策
- ・施業の集約化に向けた境界の明確化
- 自立的経営活動推進
- ・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
- 山村地域の防災・減災対策
- 森林資源保全対策（鳥獣害、病害虫対策等）

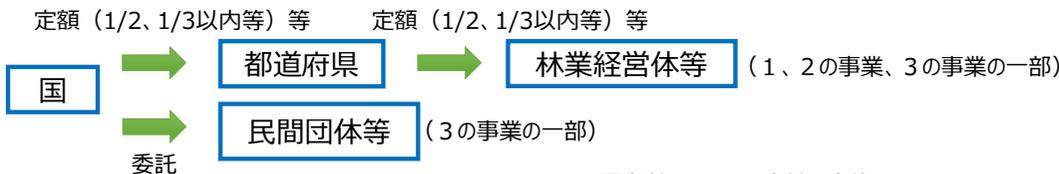
木材産業等競争力強化対策

- 木材加工流通施設等の整備
- ・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築（改正木材利用促進法に基づく協定締結事業者や急な需要動向の変化に対応する供給力強化を図る施設整備を優先的に支援）
- 木質バイオマス利用促進施設の整備
- ・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援
- 特用林産振興施設等の整備
- ・地域経済で重要な役割を果たすきのこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援
- 木造公共建築物等の整備
- ・製材やCLT等の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援（改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援）

### 林業成長産業化地域創出モデル事業

【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2300） ③

## <事業の流れ>



※ 国有林においては直轄で実施

## <対策のポイント>

改正木材利用促進法を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

○補助対象：公共建築物の木造化や内装木質化

○補助率：1/2以内

▶木造化：原則、建築工事費の15%以内  
ただし次に該当するものは1/2以内

- ①CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
- ②耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物等
- ③角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物 等

▶木質化：木質化事業費の1/2以内  
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと。

(建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。)

○事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等  
(改正木材利用促進法に基づく協定締結者を優先的に支援)

## <事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。  
都道府県はさらに事業主体へ配分。

## 《対象施設例》

### 【教育・学習施設関係】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設

### 【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

### 【観光・産業振興関係】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設  
(物販施設は対象外)



## ○事業のポイント

・J A S 製材品使用の促進

木造化においては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」(昭和25年法律第175号)の規定に基づき認定されたものを使用することとする。

・意欲と能力のある林業経営体との連携

事業対象の公共建築物において、意欲と能力のある林業経営体から供給される木材が利用されやすくなるため、地域の林業・木材産業や木材流通事情等に詳しい者又は団体が、

- ① 工事の発注情報、
- ② 必要な木材の量や時期などの木材需要情報、
- ③ 木材(素材・製材)の生産量、生産場所及び生産時期などの木材供給情報などを一元的に把握して、関係者に共有する仕組みを構築するなど、一定の工夫が認められる取組みであること。

## <対策のポイント>

山村地域で、地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組である「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築や、未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組を重点的に支援します。

### ■未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資するとして、事業構想に施設や事業者等が位置づけられた取組である場合には、補助率1/2。

### ■木質バイオマス供給施設整備

木質バイオマス燃料供給に向け、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、又は改正FIT制度の地域活用要件相当※1に合致すると認められる発電所への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※2に基づく取組の場合には、補助率1/2（通常1/3）。

ただし、出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外。また、改正FIT制度の地域活用要件相当※1に合致するとは認められない発電施設への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※2に基づく取組でない場合には、15%。

### ■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

熱利用又は熱電併給に供することを目的として、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、政府が推進する地域一体的な計画※2に基づく取組である場合には、補助率1/2（通常1/3）。

ただし、FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外。

※1 2022年度以降にFIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの

※2 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合

### 事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

### その他：意欲と能力のある林業経営体との連携

事業構想に記載された意欲と能力のある林業経営体と燃料の安定取引協定を締結する取組については、予算配分において加点の対象とする。

### <事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。  
都道府県はさらに事業主体へ配分。

### <<補助対象>>

#### ■未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

- ・ 移動式チップパー
  - ・ 林地残材収集運搬車
- 等



#### ■木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

- ・ 木質燃料製造施設
  - ・ 乾燥施設
  - ・ 貯木場
- 等



#### ■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 公共施設等において木質バイオマス燃料として利用するために必要な施設等の整備

- ・ 木質資源利用ボイラー
  - ・ 熱利用配管
  - ・ 燃料貯蔵庫
- 等



# 木材需要の創出・輸出力強化対策（拡充）

【令和4年度予算概算要求額 614,704（506,473）千円】

## ＜対策のポイント＞

非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の推進等による木材需要の拡大を支援するとともに、流通木材の合法性確認を推進するためのシステム開発に向けた調査等を行います。

## ＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup> [令和元年度] →42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで]）

## ＜事業の内容＞

## ＜事業イメージ＞

### 1. 非住宅建築物等木材利用促進事業 180,000（-）千円

非住宅建築物の木質化による利用者の生産性向上等木の効果を実証する取組（※）、地域への専門家派遣等による技術的支援（※）等の取組を支援します。

（※）改正木材利用促進法に基づく協定締結者による効果実証等を優先的に支援

### 2. 「地域内エコシステム」推進事業 233,579（240,001）千円

木質バイオマスの熱利用を行う「地域内エコシステム」の構築に向け、地域における合意形成、技術開発、技術面での相談・サポート等の取組を支援します。

### 3. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 104,097（-）千円

産地協議会の設置や運営などによる地域による体制づくり、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、海外で設計・施工を行う技術者の育成を支援します。

### 4. 「クリーンウッド」普及促進事業 50,502（50,502）千円

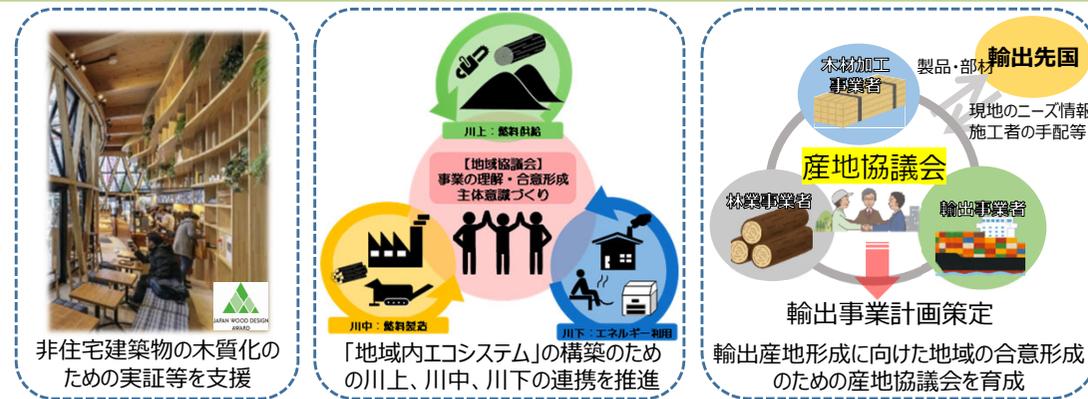
木材関連事業者の登録を推進するため、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。また、国別・地域別の違法伐採関連情報を提供します。

### 5. 流通木材の合法性確認システム構築事業 22,000（-）千円

流通過程の木材の合法性確認の信頼性・透明性を向上させるため、流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査を実施します。

### 6. 広葉樹を活用した成長産業化支援対策事業 24,526（21,644）千円

特用林産物に関する情報の収集・分析・提供、国産特用林産物の競争力の強化に向けた実証、需要拡大と担い手確保を一体的に行う取組等を支援します。



## ＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】（1～5の事業） 林野庁木材利用課（03-6744-2120）  
（6の事業） 経営課（03-3502-8059）

## <対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用の促進を図るため、**生産性向上等の木材利用の効果の実証**や**木材利用の効果検証手法の検討・普及**、**簡易な構造物等の木造化・木質化促進のためコストや納期縮減に向けた取組**に支援するとともに、木造非住宅建築物の整備に取り組む**地域協議会等に対する専門家派遣や相談窓口等による技術的支援を行う取組**に対して支援します。

## <事業の内容>

### 1. 木の建築物の効果検証・発信

- ① 木の効果を発信するための木質化実証支援（※）  
非住宅建築物の木質化を促進するため、**利用者の生産性向上、経済面への影響等木材利用の効果を実証する取組**を支援します。
- ② 木の効果の見える化促進  
木質化の効果が見える化するため、1の成果を活用しつつ既存施設も含めた**木の効果の検証手法を検討しとりまとめ、普及する取組**を支援します。

### 2. 簡易な構造物等の木造化・木質化促進

- 倉庫等簡易な構造物等の木造化・木質化を促進するため、普及にあたって課題となっている**コストや納期縮減に向けた取組**を支援します。

### 3. 地域における非住宅木造建築物整備推進（※）

- 地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、**地域への専門家派遣や地域での取組を分析・普及する取組等**を支援します。

（※）改正木材利用促進法に基づく協定締結者による効果実証等を優先的に支援

## <事業イメージ>

### 主な支援対象

生産性向上、経済面への影響等木材利用の効果の実証、実証を踏まえた効果検証手法の検討、普及

### 実証



木材利用の効果検証手法の検討・普及

民間団体等

### 主な支援対象

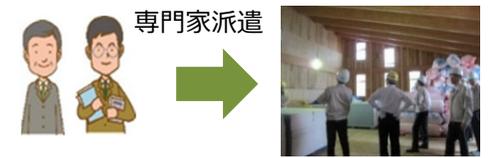
簡易構造物等の木造化・木質化のため、コスト・納期縮減に向けた取組支援



民間団体等

### 主な支援対象

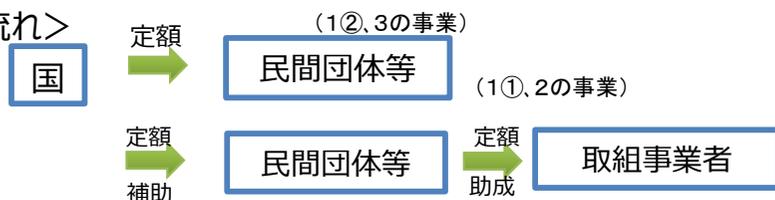
地域協議会等の取組に対して専門家の派遣や相談窓口等による、木造化推進のための技術的支援



民間団体等

## 非住宅建築物等における木材利用の拡大

## <事業の流れ>



＜対策のポイント＞

山村地域で、地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組である「地域内エコシステム」の構築に向けて、関係者による合意形成・実施計画策定・横展開の準備、技術開発・改良等や技術面での相談・サポートなど、各段階に応じた支援を実施します。特に、高コスト構造が解消されないことが、モデル地域の普及が十分に進まない原因となっているため、コスト低減に向けた取組を重点的に支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 「地域内エコシステム」モデル構築事業

- 「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、地域の実情に応じ
  - (1) F/S調査（実現可能性調査）を行った地域を対象にしたコスト低減に向けた合意形成・実施計画策定のための関係者による地域協議会の運営（人材育成を含む。）
  - (2) 木質バイオマスの技術開発・改良等を行う取組
  - (3) 「地域内エコシステム」の優良事例の横展開していくに当たって必要な体制の構築・推進を支援します。

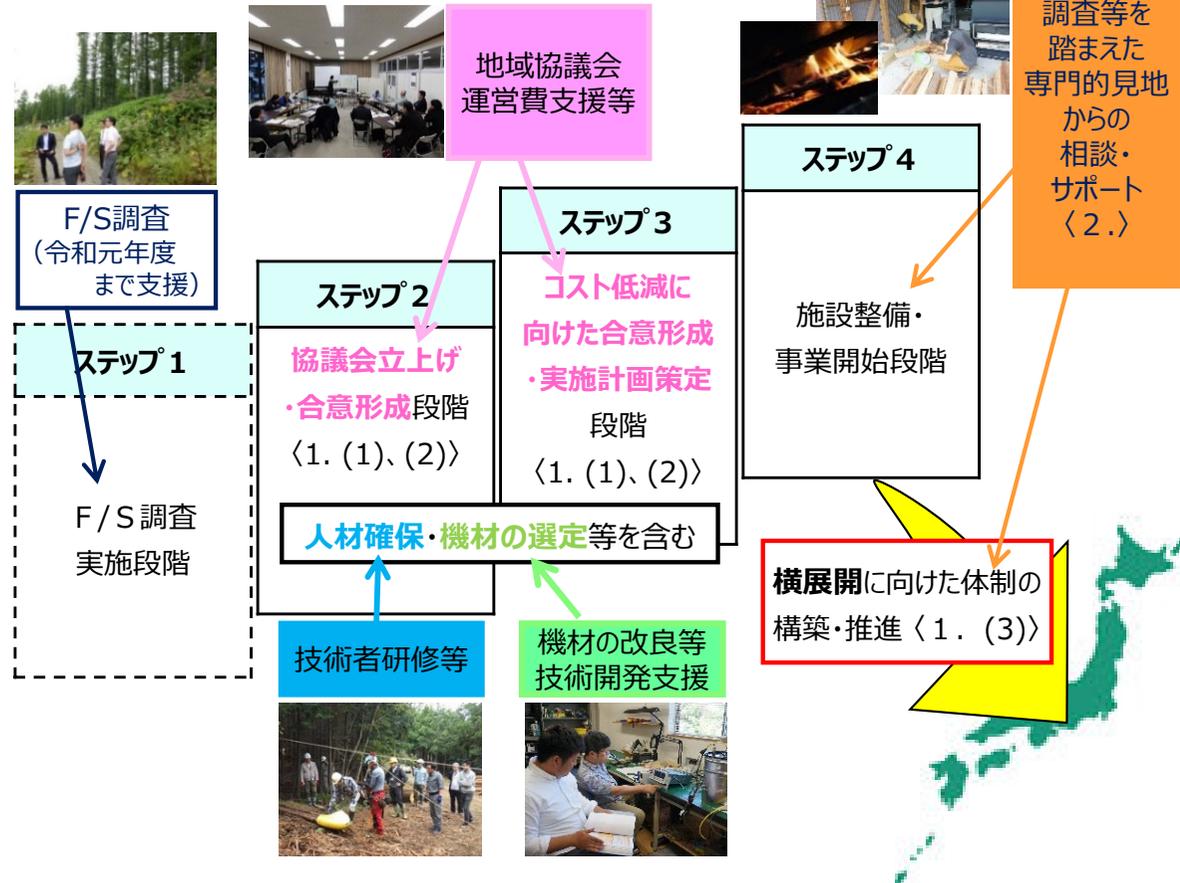
2. 「地域内エコシステム」サポート事業

- 「地域内エコシステム」の構築に必要な技術的なサポートを行うため、電話相談や技術者の現地派遣、サポートの実施に必要な各種調査等を行う取組を支援します。

＜事業の流れ＞



「地域内エコシステム」事業化までのステップに応じた支援



# 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業（新規）

【令和4年度予算概算要求額 104,097（－）千円】

## <対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、**地域での合意形成の促進などの木材の輸出産地の育成や企業の連携によるモデル的な輸出の取組、中国・韓国等における木造技術講習会の開催**を支援します。

## <事業の内容>

### 1. 木材製品輸出産地育成

地域での輸出に取り組む機運を高め、合意形成を図るための**産地協議会の設置**や運営など、**地域による体制づくり**を支援します。

### 2. 企業連携型木材製品輸出促進

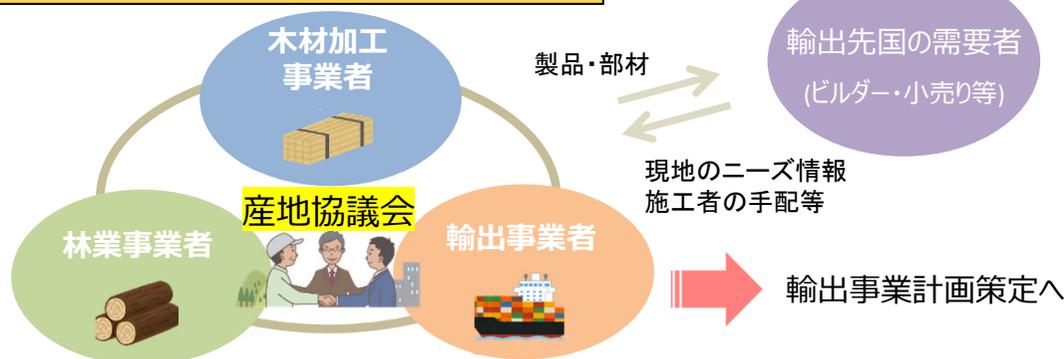
企業連携によるモデル的な木材製品輸出の取組の募集・選定、選定したモデル的な取組への支援、**成果報告会の開催**の取組を支援します。

### 3. 国内外における木造技術講習

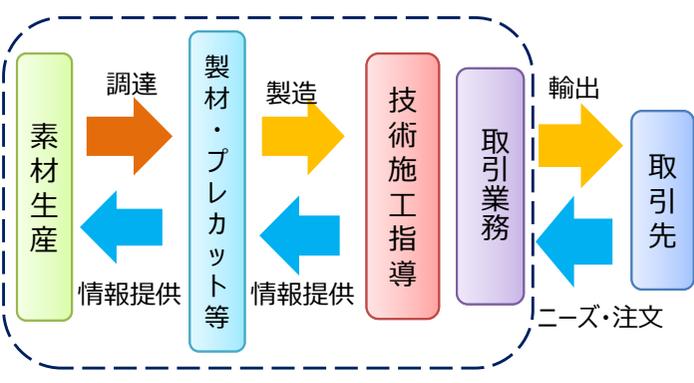
中国及び韓国における、**建築士等を対象とした技術講習会**や、国内における**建築系の留学生等を対象とした木造技術研修会**の開催を支援します。

## <事業イメージ>

### 1. 輸出産地の機運醸成・合意形成を支援



### 2. 企業連携による木材製品輸出を支援



企業連携により輸出先国のニーズに対応した木材製品を輸出

### 3. 木造技術講習会の開催を支援



日本式木造建築の技術講習会を開催（実技、座学）

## <事業の流れ>



## <対策のポイント>

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、①木材関連事業者登録の推進への支援、②協議会による普及啓発活動の支援、③違法伐採関連情報の提供を実施します。

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 「クリーンウッド」普及啓発活動等（継続）

- 全国レベル及び都道府県レベルにおける合法伐採木材等の流通・利用の促進を目的とした協議会による普及啓発活動を支援します。
- 木材関連事業者の登録を促進するための専門家の派遣、セミナー・個別相談等の開催を支援します。

### 2. 違法伐採関連情報の提供（継続）

- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供及び掲載済み国別情報の更新を行います。

## <事業の流れ>



### 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成29年5月20日施行）

- 国の責務【第4条】
  - ・必要な資金の確保
  - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
  - ・登録に係る制度の周知
  - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- 事業者の責務【第5条】
  - ・木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- 木材関連事業者の登録【第8条】
  - ・木材関連事業者であってその扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の登録を受けた者（「登録実施機関」）が行う登録を受けることができる。

### 「クリーンウッド」普及啓発活動等への支援

#### ○セミナー等の開催



#### ○協議会による普及啓発活動



教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

### 違法伐採関連情報の提供【委託】

#### ○国別・地域別の違法伐採関連情報の提供



### 合法伐採木材等の流通・利用の促進

＜対策のポイント＞

流通過程の木材の合法性確認の信頼性、透明性を向上させるため、木材流通にかかわる事業者が円滑に合法性確認に係る情報を取得・共有できる流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査・検討を実施します。

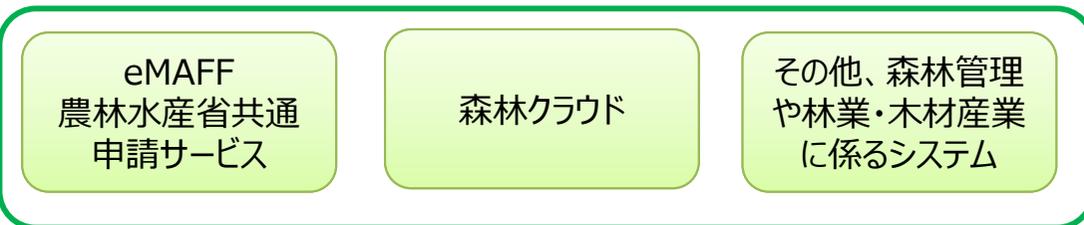
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

流通木材の合法性確認システム



- 木材流通にかかわる事業者が円滑に合法性確認に係る情報を取得できる体制を整備し、流通過程の木材の合法性確認の信頼性、透明性を向上



＜事業の流れ＞



# カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策（新規）

【令和4年度予算概算要求額 647,792（-）千円】

## <対策のポイント>

国民の幅広い参画による植樹等の森林づくりの推進、エリートツリー等の成長の良い苗木の普及、森林空間利用の促進、建築物等での木材利用拡大の機運醸成、身近な木材利用やエシカル消費等を普及啓発する「木づかい運動」の促進等の取組を支援し、森林・林業・木材産業によるグリーン成長とともにカーボンニュートラルの実現に貢献します。

## <政策目標>

- 国民参加による植樹の推進（1億本 [令和12年度まで]）
- 国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup> [令和元年度] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

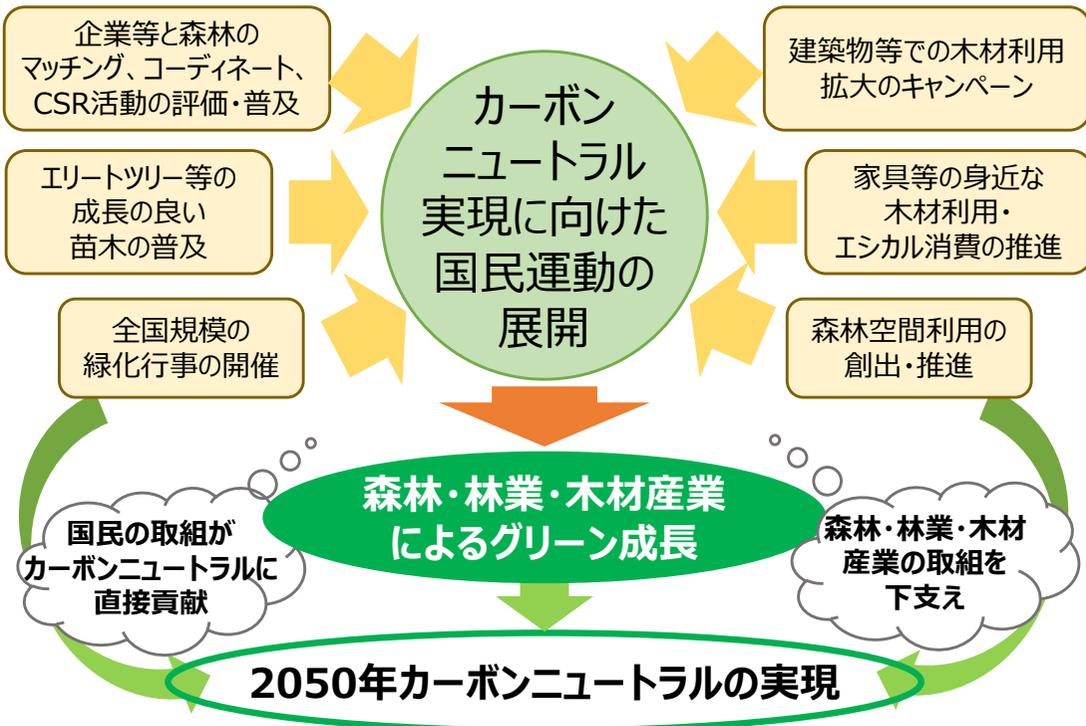
### 1. 国民参加の植樹等の推進

- ① 国民参加による植樹等の推進対策 **90,000（-）千円**  
森林づくりを行いたい企業等と植栽場所のマッチング、コーディネート等を支援します。
- ② 優良種苗プロモーション支援 **120,000（-）千円**  
カーボンニュートラルに貢献するエリートツリー等の成長の良い苗木の普及・展示に向けた取組を支援します。
- ③ 全国規模の緑化運動の促進 **31,792（-）千円**  
全国植樹祭、全国育樹祭等の全国規模の緑化行事の開催等を支援します。
- ④ 新たな森林空間利用創出対策 **78,000（-）千円**  
多様な分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」の創出・推進、「日本美しい森 お薦め国有林」での観光利用を推進する環境整備等を実施します。

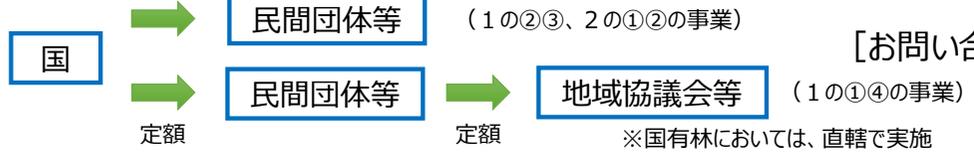
### 2. 多様な場面での木材利用の推進

- ① ウッド・チェンジ アクション **200,000（-）千円**  
建築物等での木材利用拡大の機運を醸成する各種メディアの活用や地域関係者との連携による普及プロジェクトの実施等の取組を支援します。
- ② 「木づかい運動」の促進 **128,000（-）千円**  
身近な木材利用やエシカル消費による地域材等の選択的購入を進める普及啓発の取組を支援します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1の①、③、④の事業)	林野庁森林利用課 (03-3502-0048)
(1の②の事業)	整備課 (03-3502-8065)
(2の①、②の事業)	木材利用課 (03-6744-2298)

# カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策のうち 多様な場面での木材利用の推進（新規）

【令和4年度予算概算要求額 328,000（一）千円】

## ＜対策のポイント＞

建築物の木造・木質化や木製品の利用拡大を図る社会全体の機運を醸成するため、訴求効果の高い各種メディアの活用やシンポジウム等によるキャンペーンの展開、身近な木材利用やエシカル消費等を普及啓発する「木づかい運動」の促進等を通じ、木材利用の脱炭素社会に向けた重要性、木造・木質化や木の良さ等について理解や認知の定着を促す取組への支援を実施します。

## ＜政策目標＞

- 国産材の供給・利用量の増加（31百万m<sup>3</sup> [令和元年度] → 42百万m<sup>3</sup> [令和12年度まで]）

## ＜事業の内容＞

## ＜事業イメージ＞

### 1. ウッド・チェンジ アクション

200,000（一）千円

建築物等において木材の利用を拡大していくための社会全体の機運を醸成するよう効果的なキャンペーンを地域関係者等との連携により展開する取組を支援します。

### 2. 「木づかい運動」の促進

128,000（一）千円

#### ① 優れた地域材製品等の顕彰制度

顕彰の実施に加え、アドバイザー制度の運営、異業種間連携を促す機会の提供、オンラインカタログの制作等の取組を支援します。

#### ② 木材利用による脱炭素社会の実現に向けた国民運動の展開

デジタル技術を活用した情報発信や、木づかいや木育を進めるイベント開催等の取組を支援します。

また、消費者によるエシカル消費を進めるため、地域材を用いた玩具、食器、机等什器類の選択的購入に資する消費者への情報提供や、受注生産に係る課題の解決を図る手法の検討等を行うモデル的な取組を支援します。

#### ③ 林福連携で行う優れた地域材製品の開発等

福祉関係者や地域の関係者が連携した製品開発等の取組を支援します。

### ウッド・チェンジ アクション

ねらい

施工業者や施主となる企業・地方公共団体・国民各層など社会全体において木造・木質化が社会通念となる

各種メディア活用・民間企業を含めた地域関係者と連携したキャンペーンへの支援

- テレビ、ラジオとのタイアップ
- 主要紙等と連携したシンポジウム開催
- 建築関係者・施主等向け映像制作
- web配信等によるPR
- 電車内等でのデジタルサイネージ広告
- ウッド・チェンジ推進パートナー（仮）による普及プロジェクトの実施 等



### 「木づかい運動」の促進

ねらい

木の良さや価値を再発見させる木製品等の開拓促進・PR

- ① 木の良さや価値を再発見させる建築物や木製品等の評価・表彰・受賞作品の販売促進に係るアドバイザー制度の運営、異業種間連携機会の提供 等

ねらい

購入時の地域材製品の購入を後押し

- ② デジタル技術を活用した情報発信、木づかいや木育イベント、エシカル消費を推進するよう製品化までのストーリーや産地等の情報提供、受注生産に係る課題解決 等

ねらい

ストーリー性や付加価値を有する地域材製品の開発・展開

- ③ 福祉関係者、地域関係者やデザイナーが連携した製品開発 等

官民一体となって木材利用拡大の機運を醸成する取組を展開

木造・木質化や木の良さに対する理解の醸成、認知の定着により、住宅・非住宅建築物や中高層等の木造化、内外装の木質化がトレンドとなり、木材利用の拡大を促進



木材利用の拡大により、カーボンニュートラルに貢献



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2120） 13

## ＜事業の流れ＞



## <対策のポイント>

木材利用の拡大を通じて、脱炭素社会の実現とコロナ危機からの「グリーンリカバリー」に貢献するため、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、これまで輸出に依存してきた木材生産国を対象に、我が国の木材利用拡大の経験を活用した木材消費拡大プロジェクトや、合法木材の流通体制構築に向けた取組等を支援します。

## <政策目標>

ITTO加盟国のうちの10箇所以上において、合法木材等の流通体制構築に関連する具体的な取組（能力開発、制度改善、評価制度の導入等）を実施（令和5年度まで）。

## <事業の内容>

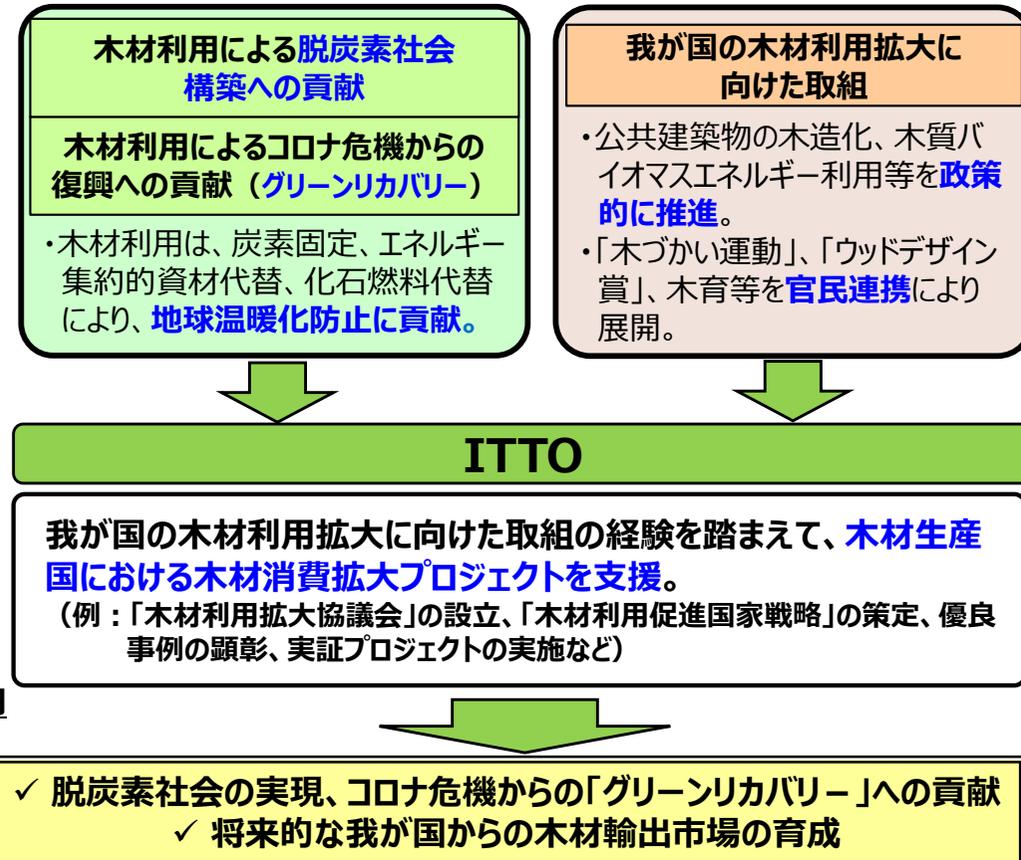
### 1. 背景・課題

- ① 木材は、再生可能な天然資源であり、木材の利用は、炭素の固定、エネルギー集約的資材の代替、化石燃料の代替を通じて、脱炭素社会の実現に貢献します。
- ② 今般の「コロナ危機」では、輸出に依存する多くの木材生産国が、輸出先国での需要減退により、大きな経済的打撃を受けました。
- ③ このため、ITTOは、熱帯木材生産の安定化に向けて、木材生産国における木材製品の輸出依存を見直し、国内消費の拡大を図ることを提唱しています。木材生産国におけるコロナ危機からの復興に当たっては、木材の国内消費拡大により、環境に配慮した「グリーンリカバリー」に貢献することが可能です。
- ④ これまで、我が国は、木材利用拡大に向けて、公共建築物の木造化や木質バイオマスのエネルギー利用等を政策的に進めるとともに、「木づかい運動」をはじめとする官民連携の取組を展開してきました。木材生産国での消費拡大に当たっては、我が国の経験を活用することが有益です。

### 2. 事業の内容

- ①「日本型木材利用システム」の普及(拡充) 30(25)百万円  
東南アジア等の木材生産国を対象に、我が国における木材利用拡大の経験を踏まえた木材消費拡大プロジェクトを支援します。
- ② 合法木材等の流通体制構築に向けた実証的な取組等の支援(継続) 53(53)百万円  
木材消費拡大の前提となる持続可能かつ合法的な木材生産を確立するため、引き続き、生産国における合法木材等の流通体制構築、森林ガバナンスの向上等の取組を支援します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



- [お問い合わせ先] (1) 輸出・国際局国際地域課 (03-3502-5913)  
(2) 林野庁木材利用課 (03-3502-8063)

# 「日本型木材利用システム」普及支援事業(拡充)

## 木材利用は脱炭素社会の実現に貢献

- 木材は、再生可能な天然資源。木材の利用は、炭素固定、エネルギー集約的資材の代替、化石燃料の代替により、脱炭素社会の実現に貢献。「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(2021年6月)でも、木材利用により、排出削減・炭素貯蔵を図ることを明記。
- ITTOは、2018年から、FAO等と連携しながら、SDGsの達成に向けて、持続可能な木材利用が持続可能な開発に貢献することを強調する「Sustainable Wood for Sustainable World (SW4SW)」運動を展開。

## コロナ危機による木材生産国への影響

- 今般の「コロナ危機」では、木材輸出に依存する多くの木材生産国で、輸出先国での需要減退により、深刻な経済的打撃あり。
- ITTOは、「加工度の低い木材製品の輸出への依存は見直すべき。過去の経済危機でも、国内消費は、熱帯木材生産の安定化に有効であること明らか」として、木材生産国における国内消費の拡大を提唱。

(※ITTO「新型コロナウイルス感染症の世界的流行が熱帯木材に与える影響(2020年11月)」)

## 木材利用による「グリーンリカバリー」への貢献

- 木材利用は、低炭素社会の実現と経済成長の両立を通じて、「グリーンリカバリー」に貢献することが可能。
- 国際社会は、コロナ危機からの復興に当たって、森林セクターが、林産物の供給のみならず、生計維持、雇用確保、食料生産へのサポートを通じて、中心的な役割を果たすことを指摘するとともに、化石燃料由来製品から持続可能な製品への切替を呼びかけ。(※FAO-AGSFI(2020年10月))

## 令和4年度拡充事項

- 我が国の木材利用拡大の経験を踏まえて、ITTOへの拠出を通じ、木材生産国(主に東南アジア)における木材消費拡大プロジェクトを支援。(想定される内容:「木材利用拡大協議会」の設立、「木材利用促進国家戦略」の策定、優良事例の顕彰、実証プロジェクトの実施など)

## 我が国における木材利用拡大の経験

### (官民連携)

- 我が国では、2005年から、一般消費者を対象に、木材利用の意義を広める国民運動「木づかい運動」を実施。
- 消費者目線で木製品を表彰する「ウッドデザイン賞」や、子供から大人までが木材利用の意義を学ぶ「木育」等を展開。
- 2020年に、民間建築物の木造化・木質化を進める「ウッド・チェンジ・ネットワーク」を設立。セブンイレブン・ジャパン等の大企業も多数参加。

### (政策的取組)

- 2010年に、「公共建築物等木材利用促進法」を制定。国が整備する低層の公共建築物は全て木造化(※2021年に、議員立法により改正)。(※公共建築物の木造率:2010年度:8.3%→2019年:13.8%)。
- 2012年に、「再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度」を導入。電気事業者に、木質バイオマスを含む再生可能エネルギーから発電された電気の買い取りを義務付け。(※木質バイオマスのエネルギー利用量:2014年:292万㎥→2019年:1,038万㎥)

→ 官民連携と政策的取組により、木材利用の機運が急速に高まり

脱炭素社会の実現、コロナ危機からの「グリーンリカバリー」への貢献、将来的な我が国からの木材輸出市場の育成

## 〈対策のポイント〉

熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図るため、「国際熱帯木材協定」に基づき設置された**国際熱帯木材機関（ITTO）の活動を支援**します。

## 〈政策目標〉

気候変動問題等地球的規模の課題への適切な対応を目指します。

## ＜事業の内容＞

## ＜事業イメージ＞

本部事務局設置経費の拠出を通じてITTOの活動を支援

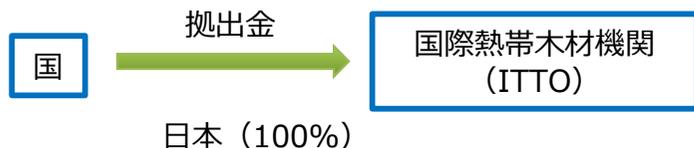
### 1. 背景・課題

- 国際熱帯木材機関（ITTO）は、1986年に、「国際熱帯木材協定」に基づき、熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図ることを目的として設立された国際機関です。本部は、横浜市に所在します。
- 地球規模での熱帯林の保全の必要性が国際的に指摘されている中、ITTOが持続可能な熱帯林経営の促進に向けて果たす役割は極めて重要です。

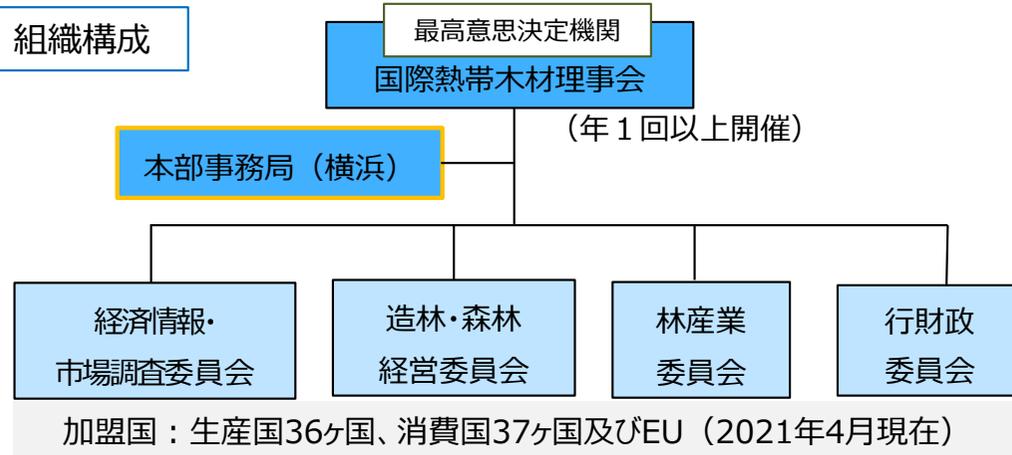
### 2. 事業の内容

- 我が国は、ITTOのホスト国として、熱帯林の保全に積極的に取り組む姿勢を示すため、ITTOと日本政府が締結した「日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定」（1988年）に基づき、ITTOの本部事務局設置経費を拠出します。

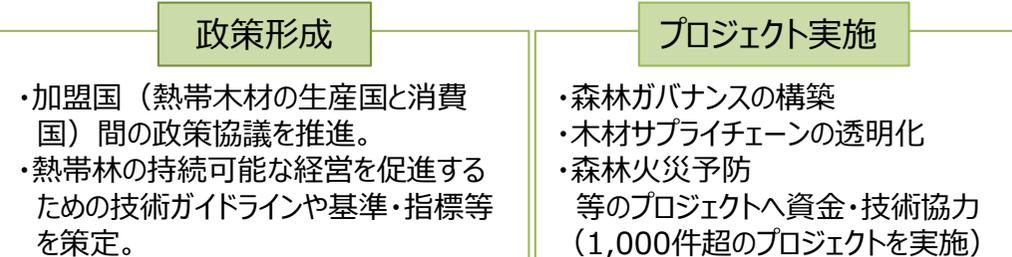
## ＜事業の流れ＞



### 組織構成



### 活動・成果



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局国際地域課 (03-3502-5913)  
 (2) 林野庁木材利用課 (03-3502-8063)

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち  
**品目団体輸出力強化支援事業**

【令和4年度予算概算要求額 2,185（－）百万円】

＜対策のポイント＞

輸出重点品目について、品目団体がオールジャパンとして行う、海外における新規販路開拓や、海外市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

＜事業の内容＞

輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ぶり、ホタテ貝等）について、品目団体※が自ら作成した輸出拡大計画に沿って行う、業界関係者全体の輸出力の強化につながる取組を、以下のメニューにより支援します。

※ 生産から販売まで輸出に関する業界の関係者を広く含み、オールジャパンで輸出拡大に取り組む全国団体

＜支援メニュー例＞

- ① 輸出ターゲット国の市場調査・規制調査
- ② 海外におけるジャパンブランドの確立
- ③ 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等
- ④ 海外における販路開拓活動
- ⑤ 相手国ニーズへの対応に必要な業界統一規格の策定・普及
- ⑥ 国内事業者の水平連携に向けた体制整備
- ⑦ 輸出手続きや商談等の専門家による支援
- ⑧ 新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- ①-例
  - ・ターゲット市場における木材製品の市場動向やニーズ、高耐久木材や木質建材などの製品規格・流通規制に関する調査
  - ・食肉加工品について、輸出先国ごとの添加物使用、成分表示等の規則の調査
- ②-例
  - ・日本産米の差別化に向けた他国産米との比較調査及びPR活動
  - ・輸出先国において、日本産青果物の産地情報をタグ付きマークにより確認できるシステムの導入
- ③-例
  - ・多言語対応食肉ラベルシステムの開発
  - ・かんしょの輸送時の腐敗防止技術の実証・普及
  - ・輸出先国の製品安全規格を満たす焼き芋機の導入実証
- ④-例
  - ・ブローカー設置、バイヤー向けセミナーの開催、品目専門見本市への出展、海外バイヤーの招聘等
- ⑤-例
  - ・輸送資材や温度管理等、相手国ニーズへの対応（品質保持等）に必要な業界統一規格の策定に向けた検討
- ⑥-例
  - ・リレー出荷や大ロット確保に向けた、出荷時期・量・有機対応等の産地データベースの構築等
- ⑦-例
  - ・青果物輸出促進コーディネーターを設置し、産地の課題に対応可能な専門家と産地のマッチングによる課題解決を支援
- ⑧-例
  - ・鮮度保持や輸出規則対応の確認のための輸送実証



# 国土交通省における木材の価格高騰・ 需給逼迫への対応について

---

令和3年9月

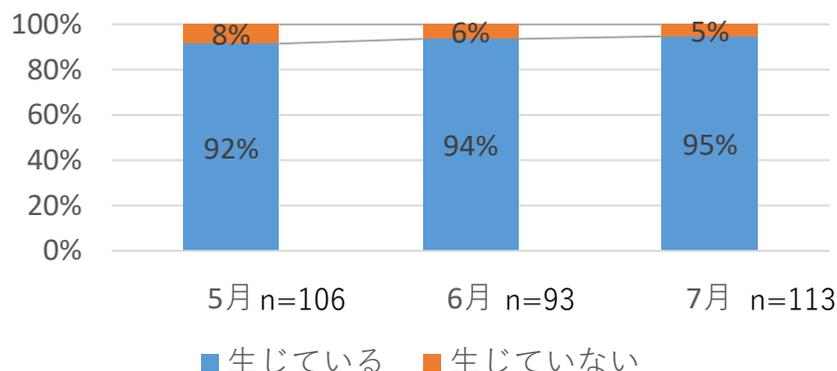
国土交通省 住宅局

住宅生産課 木造住宅振興室

# 中小工務店における木材の供給遅延の影響について(7月末調査実施)

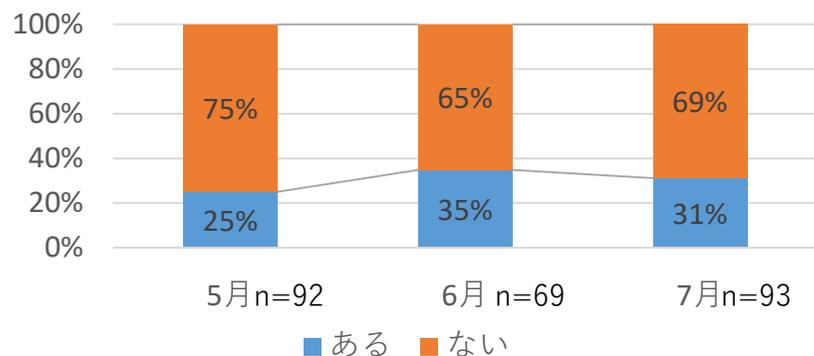
- 中小工務店132者に対し7月末時点の状況について調査を実施。
- 5月以降9割超の中小工務店に木材供給遅延が発生し、そのうち概ね3割前後で工事に遅れが生じていると回答。
- 木材の供給遅延により、5月以降概ね3割前後の中小工務店が調査日より過去1ヶ月の間に新規の契約締結を見送り、また、概ね3割前後は新たに資金繰りが厳しくなっていると回答。

## ○ 木材の供給遅延

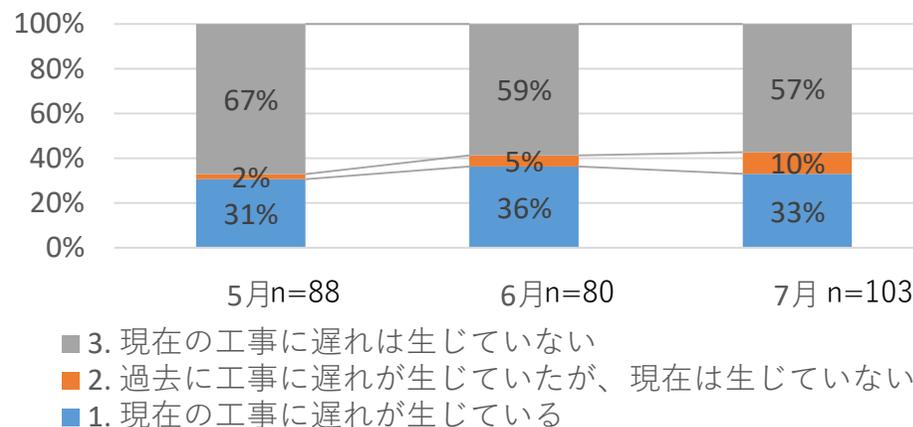


## ○ 新規契約の見送り(※)

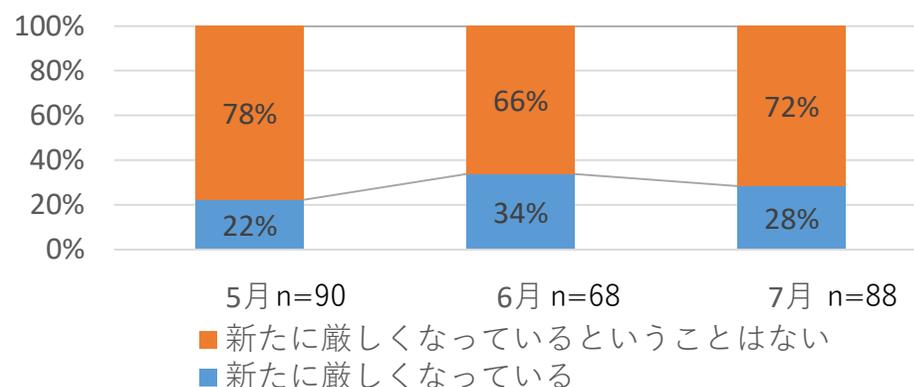
ここ1ヶ月の間に新規の契約の締結を見送った物件はあるか



## ○ 工事の遅れ(※)



## ○ 資金繰り状況(※)

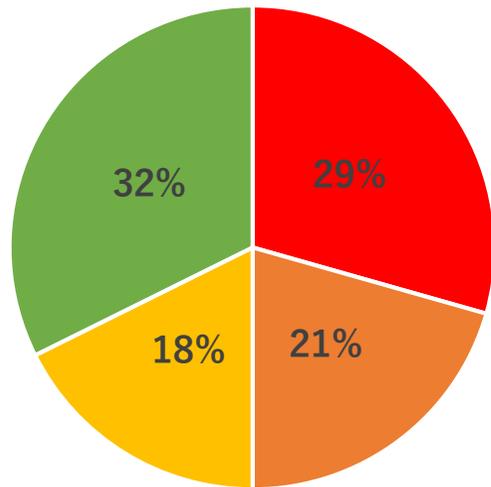


※木材の供給遅延が生じていると回答した者のうちの未回答分は集計に含んでいない。

# 中小工務店における木材の供給遅延の影響について(7月末調査実施)

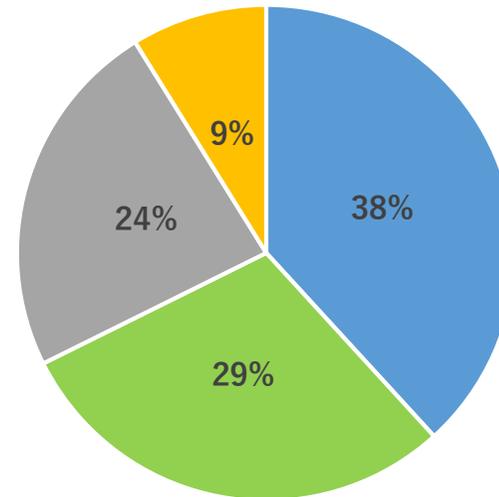
- 工事に遅れが生じている時期は、着工前から竣工予定1ヶ月前までさまざま。
- 工事の遅れについての建築主との合意は、建築主と調整中との回答が減少し(6月末時点は48%)、約7割が何らかの合意を得られている(6月末時点は37%)。

○ 工事遅延の時期(回答:34者回答)



- 竣工1ヶ月前
- 竣工2ヶ月前
- 竣工3ヶ月前
- それ以前

○ 工事遅延についての建築主の合意(回答:34者)



- 建築主の合意を得られ、契約変更や合意書の作成ができた
- 建築主と口頭でのみ合意を得られた
- 建築主と調整中
- 建築主とこれから調整する

# 木材の価格高騰と需給逼迫への対応

- 米国や中国の木材需要増大等により輸入木材が高騰・逼迫。国産材も代替需要により高騰・逼迫。
- 木材の調達が目途が立たず工期が延びる事例もあり、中小工務店に対する影響が大きいと認識。
- 短期的な対応として、中小工務店でも活用可能な融資制度の相談窓口等を、団体を通して中小工務店に周知。
- 中長期的には、安定的な木材確保等が可能な体制の構築が必要。このため、中小工務店と資材の供給者等の連携による先導的な取組を支援（令和4年度予算要求）。

## □ 中小工務店でも活用可能な融資制度の相談窓口等の周知

住宅用の木材の調達が困難になること等により資金繰りに影響を受ける中小工務店を想定し、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の相談窓口を紹介等する事務連絡（5月17日付）と、木材の価格高騰・需給逼迫に伴う資金繰りの悪化については新型コロナウイルス感染症関連の特例措置の対象となり得ることを周知する補足的な事務連絡（7月30日付）を发出。

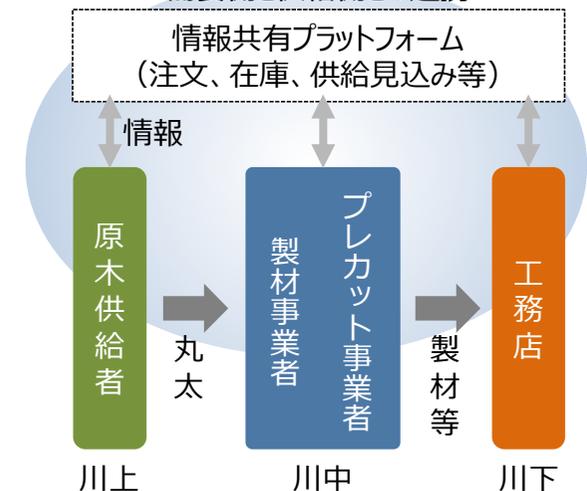
## □ 中小工務店が安定的な木材確保に向けた取組に対する支援の強化

中小工務店、建築士事務所、プレカット事業者、製材事業者、原木供給者など関係事業者の連携による安定的な木材確保に向けた先導的な取組を支援。

※令和4年度予算要求

（住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 国費350億円の内数）

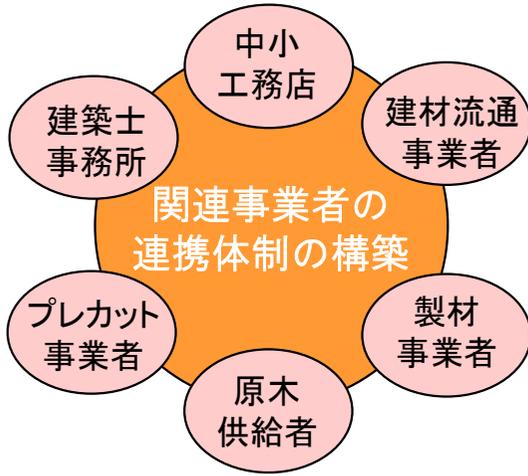
<安定的な木材確保に向けた取組イメージ>  
需要側と供給側との連携



# 地域型住宅グリーン化事業 (拡充)

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の整備の促進を図るとともに、若者・子育て世帯に対して支援を行う。

## グループ構築



## 共通ルールの設定

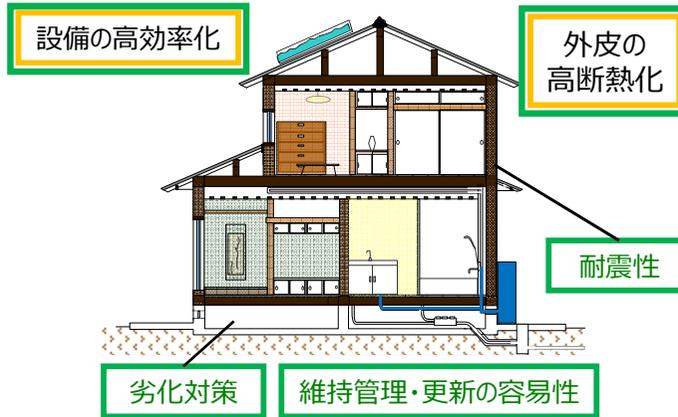
- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

※ 安定的な木材確保に資する先導的な取組の検討等を行うとする事業者に対し、必要な経費を支援（(検討中)円）。

## 地域型住宅・建築物の整備

## 補助対象 (住宅) のイメージ

※ 住宅の新築について、土砂災害特別警戒区域は補助対象外。



## <住宅の新築における加算措置>

- ① 地域材加算  
主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、**20万円/戸**を限度に補助額を加算
- ② 和の住まい加算  
和の住まいの要素を取り入れた場合、**(検討中)/戸**を限度に補助額を加算
- ③ 三世同居加算  
玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、**30万円/戸**を限度に補助額を加算
- ④ 若者・子育て世帯加算  
40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯の場合、**30万円/戸**を限度に補助額を加算
- ⑤ バリアフリー加算  
バリアフリー対策を講じた場合、**(検討中)/戸**を限度に補助額を加算

※ ③④の併用は不可。

※ 認定基準の見直し(省エネ性能をZEHレベル)に伴う補助メニュー一本化

(参考) 現行の長期優良住宅、認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅の補助限度額( (検討中) / 戸) を引き上げ

補助限度額  
(検討中)/戸

ゼロ・エネルギー住宅

認定低炭素住宅

性能向上計画認定住宅

長期優良住宅 上記の額に**(検討中)円加算した額**

- ※ 寒冷地、低日射地域、多雪地域に限り、Nearly ZEHを補助対象
- ※ 都市部狭小地及び多雪地域により太陽光発電装置の設置ができない場合に限り、ZEH Orientedを補助対象

省エネ改修 ※住宅エコリフォーム推進事業創設(R4)に伴うスクラップを検討

省エネ性能が一定程度向上する断熱改修  
**50万円/戸**

優良建築物 ※優良木造建築物整備推進事業創設(R4)に伴うスクラップを検討

認定低炭素建築物など一定の良質な建築物  
**1万円/m<sup>2</sup> (床面積)**